**障害者の支援体制**

応募者名

|  |  |
| --- | --- |
| ■専任支援者配置（「専任支援者」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年法律第１２３号）第７９条第１項に基づく「障害者職業生活相談員」を指す） | 有　　　　　　　　・　　　　　　　　無 |
| ■適性に応じた配置 | 有　　　　　　　　・　　　　　　　　無 |
| ■相談等のサポート体制 | 有　　　　　　　　・　　　　　　　　無 |
| ■職場定着（継続雇用）のための支援 | 有　　　　　　　　・　　　　　　　　無 |
| ■障害者の就労に係る支援体制につき、上記の内容が分かる支援計画を記載すること。※「別紙のとおり」とし、別に支援計画書を作成し、添付しても構わない。 |

　※認証書（写し）及び苦情処理体制のわかる資料を添付すること。